

令和8年度東久留米市立学校給食用物資納入業者指名参加登録申請要領

東久留米市立学校給食用物資納入業者選定委員会

東久留米市立小・中学校に給食用物資を納入するには、東久留米市立学校給食用物資納入業者選定委員会（以下「委員会」という。）の指定業者でなければなりません。登録を希望する方は下記の事項に留意の上、申請書、誓約書等を申込受付期間【令和7年11月13日（木）～11月25日（火）】に教育部学務課へ提出してください。

記

【留意事項】

1 納入業者の選定について

委員会において選定を行い、登録業者に決定した業者へ通知を送付します。
（令和8年1月頃）

2 物資の購入の方法について

東久留米市立小・中学校給食で使用する物資は次のような方法で購入されます。

- （1） 年間・学期・月の予定によって、登録業者へ仕様書を送付します。
- （2） 恒常的に使用する物資の購入は、原則として、学期（年間）ごとに見積りを取り、単価契約制とします。
- （3） 月単位で使用する物資は、月ごとに見積りを取り、単価契約制とします。
- （4） 生鮮食品については、小中学校それぞれに規格を定めて時価で購入します。
- （5） 特別仕様により、特定業者に製造を依頼することがあります。

3 物資の選定について

東久留米市立小・中学校給食で使用する物資は次の基準で選定されます。

- （1） 委員会に提出されたサンプルと見積価格により、学校給食に適している物資か選定します。
※食品の安全性を最優先とし、見積りの際は産地等を必ずご記入ください。
※必要に応じて、食品成分表等の提示等にご協力ください。本市は原則として、既製の加工食品は使用しないように努めています。
- （2） 地場産野菜・果物・東京都産の魚等、できるだけ国内産の使用を勧めています。
生鮮食品の納入業者の方には、できるだけ地域産の納入にご協力ください。
- （3） 小・中学校で仕様状況が異なるときには、別々に選定します。

4 物資の発注と納入について

- (1) 小学校分は納入先の小学校栄養職員が主に1カ月単位で発注します。
中学校分は、学務課中学校栄養職員が使用日の約5日前には発注します。
なお、中学校給食は予約制のため、前月に仮発注書で使用日をお知らせします。
- (2) 物資納入期日及び時刻を厳守してください。納品は食品納入業者にふさわしい服装で、かつ係員の立合いのもと行ってください。食品の放置は厳禁とします。
※納品時間の原則は食材使用日当日で小学校は午前7時00分～8時30分
中学校は午前6時（場合により前日可）です。
※納入場所は、「学校給食用物資納入先一覧」を参照してください。
- (3) 納品書には産地を明記してください。

5 代金の決済

- (1) 納入物資の代金請求書は、所定の用紙を用いて、翌月5日までに各小学校又は中学校給食の場合は学務課へ請求してください。（用紙は納入先にあります）
また、8月に納品があった際は、8月分は9月分とまとめて請求してください。（8月の実施は年度によって異なります。）
- (2) 支払いは、原則として翌月末日までに、発注先より支払います。給食費取扱銀行はゆうちょ銀行となりますので、口座番号を申請書にご記入ください。
なお、振込み手数料については支払い代金より差引きますので、ご了承ください。

6 指定の期限

変更がない限り、申請年度から1年間「東久留米市立学校給食用物資納入業者選定委員会」の業者として登録されます。

7 指定の辞退・解除

- (1) 指定期間中であっても、途中で辞退することができます。ただし、学校及び委員会に損失をかけない場合に限りです。
- (2) 正当な理由なく見積参加を辞退した場合は指定を解除することがあります。

《問合せ先》

学務課保健給食係 小高・鈴木

電話 042-470-7779